

## 運動目標

一、私達は家庭生活の合理化を実行します。  
二、私達は公衆道德を守ります。

一、私達は國の祝祭日には國旗を掲揚します。  
二、私達は繁習の打破と迷信の追放を實行します。

一、私達は時間と尊重し、時間の嚴守と活用の工夫を實行します。  
二、私達は勤労意慾の昂揚をつとめます。

## 結婚改善要項

### 意義

新民法の精神に則り、從來の如き家本位の慣習を改めて新郎新婦の精神的結合に重点をあき、關係者は友愛の情をこめて新しい人生への門出を祝福すると共に、舉式は嚴肅簡素且合理的に執り行い、以つて冗費の節約につとめる。

### 一、婚約

○幸福は純潔から……の意味で必ず健康診斷書（性病預防法第八條）の交換を實施すること。

### 二、式並式場

○式場は自宅又は公館・神社・教會・寺院・會議所等を活用すること。

### 三、式舉式

○式場は當日限りとすること。

### 四、誓詞の朗誦を行ふこと。

### 五、式服

○式服はなるべく新調をせぬこと。

○なるべく合はせの品物で間に合はせること。

### 六、持参品

○貸衣裳の利用を勧行すること。

○市町村又は農業協同組合其他部落、婦人團体等に於いて、共同の貸衣裳を準備することが望ましい。

### 七、化粧

○髪飾りは簡素とすること。

### 八、調度品

○持参品は左の程度を超えないこと。

### 九、箪笥

○箪笥一竿（瘦具一組、鏡台一箇）

### 十、但し

○右基準に促はれることなく、各々其の分に應じて其の最底どすること。

### 十一、出處

○出来る限り出會一げんを勧行すること。

### 十二、一げん客（新客）

○一げん客（新客）の土産品は、するめの程度に止めること。

### 十三、披露

○披露は出来る限り簡素ごと、茶菓の會程度に止めること。

### 十四、飲食

○酒を用いる場合は一人呼びを勧行し、饗應の料理は手料理の範囲で、酒は一人一合の程度とする。

### 十五、益の献酬をせぬこと。

### 十六、未成年者

○未成年者に對して應酒の饗應をせぬこと。（未成年者飲酒禁止法第一條）

### 十七、土産物

○新郎新婦の土産物は全廢すること。

### 十八、里歸り

### 十九、廕止すること。

### 二十、嫁入の場合

○嫁入の場合に準じて簡素とすること。

## 葬儀の改善要項

## ② 運動目標（結婚・葬儀・祭改善要項）

昭和 25 年（1950）9 月

昭和 25 年（1950）に群馬県知事を会長として発足した群馬県新生活運動協議会が発行した運動目標の配布紙です。県内における初期の新生活運動の様子を知ることができる史料です。史料からは、群馬県内において新生活運動の目的が「冠婚葬祭」の改善にあつたことが読み取れます。全体にわたり伝統的習俗を廕止し、儀礼に関わる経費の節約に努める旨が記されています。

前橋市小神明町自治会文書 P8312 No.1536

- 昭和二十五年九月 日
- 一、正月のお飾りは簡素ごと、年始贈物はなるべく廕止すること。
  - 二、出産祝は近親に限り、お返しは廕止すること。
  - 三、節句の贈り物は廕止すること。特別の場合は祝金とする。
  - 四、七五三の贈り物は華美を廕し、特別の衣裳は新調せぬこと。
  - 五、供養の意志表示は、なるべく公共寄附させられたきこと。
  - 六、中元と歳暮を廕止すること。酒食は地方の委員によつて限度を定め、是を確守すること。
  - 七、祝事は簡素を旨とし、酒食は地方の委員によつて限度を定め、是を確守すること。